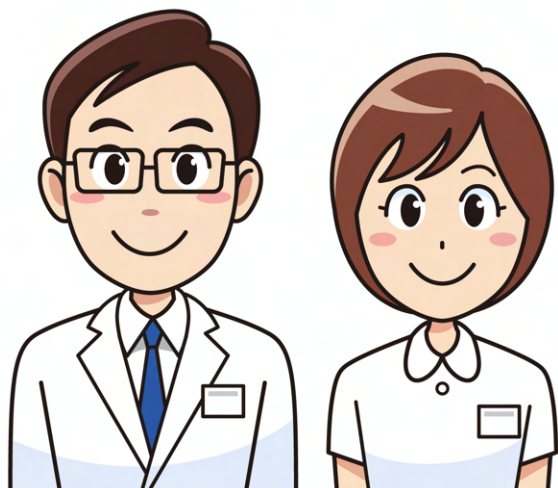


医療行為（問診、検査、診断、治療等）は医師または医師の指示を受けた、国家資格者（看護師、理学療法士、放射線技師等）しか行うことが出来ません。

特に診断（診断書の作成、発行を含む）は、医師のみに認められた専任事項です。

交通事故診療も例外ではありません。



## 和田整形外科・外科医院 院長 和田充弘

〒438-0083

静岡県磐田市富士見町1-11-13

TEL 0538 36-1177

FAX 0538 36-2916

ホームページ

<https://www.wadaseikeigeka.com/>

## 交通事故診療 の しおり



適切な治療を  
受けていただくために



交通事故でお怪我をされた方は、その身体的苦痛はもとより、警察や保険会社への対応、事故車両の修理等、様々な問題を抱えておられると思います。当院ではお怪我の治療をすることはもちろん、院長の長年の経験を元に、交通事故診療ならではのお悩みにアドバイスすることが可能です。お悩みの方は一度ご相談下さい。

”地元で30年以上交通事故診療に携わってきた私ならではのアドバイスが出来ると思います”



## 当院での交通事故診療の特徴

電気治療等の物理療法、理学療法士による運動器リハビリテーション、ご自宅でのストレッチ等のご説明、指導等をメインに行っていきます。院長は毎回様子を伺い、治療が適切に行われているかどうかを確認させていただきます。

必要に応じて、磐田市立総合病院に直接予約し、MRI、CT等の精密検査が行えます。

### 事故後当院が初めての医療機関受診の方

受付で問診票を書いて頂き、医師が診察します。お怪我の状況を詳しく把握するために事故状況を伺います。必要に応じてレントゲン、エコー等の検査をさせていただき、リハビリ、薬、湿布の処方等をいたします。

### 事前にどちらかの医療機関に受診され、当院を通院先に選ばれた方

紹介状がある場合は、問診票への状態の記入は不要です。紹介状の無い方は、症状等を記入していただきます。前医で行わなかった検査、新たに発生した症状がある方は、追加の検査（レントゲン、エコー等）を行わせていただきます。その後、リハビリを中心に、必要に応じて薬、湿布の処方をします。